

146

東日本大震災の津波被害を風化させず伝え、次世代の命を守る植樹事業

取組主体【掲載年】	法人番号	事業者の種類【業種】	実施地域
認定非営利活動法人桜ライン 311 【平成 27 年】	2402705000348	その他防災関連事業者 【サービス業（他に分類されないもの）】	岩手県

- 認定非営利活動法人桜ライン 311 は、平成 23 年に任意団体として発足し、平成 24 年 5 月より特定非営利活動法人、平成 26 年 5 月より認定特定非営利活動法人となった。2,779 名の植樹参加ボランティアの手により陸前高田市内に 932 本の苗木を市内 201 箇所に植樹した。
- 東日本大震災で甚大な被害を受けた岩手県陸前高田市の津波最大到達ラインは約 170km にも及んでいる。再び大規模な津波が発生した際、被害を最小に抑えるため、桜を津波到達地点に植樹し、後世に伝承することで被害軽減を目指している。
- また普及啓発活動として、市内外の大学や高校等の教育機関において講演やパネルディスカッションにも参加し、平成 26 年度実績として 30 回、来場者 4,102 名に向けて、東日本大震災の被害を風化させず、その記憶を「街に根付いた記憶」として残すことを目的として講演を行った。